



# 寄附金控除について



社会福祉法人富山県社会福祉協議会への寄附は、  
**税制上の優遇措置**を受けることができます。

## 法人 の場合

●法人税法上、下記の限度内において、**損金算入**が出来ます。  
(下記の①と②を併用することができます。)

※ 損金算入には、損金経理の実施が必要です。

### ① 一般寄附金の損金算入限度額

法人税法第37条  
第1項

【損金算入限度額の計算方法】

$$\left\{ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

※ 一般寄附金損金算入限度額は、社会福祉事業を含め、あらゆる寄附について  
損金算入が認められている限度額です。

### ② 社会福祉法人等の特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

法人税法第37条  
第4項

【特別損金算入限度額の計算方法】

$$\left\{ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right\} \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

※ 社会福祉法人等の特定公益増進法人に対する寄附金は、上記①の一般寄附金の  
損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。

### ◎計算例

例) 資本金等の額 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、1 年決算法人の場合の  
①損金算入限度額 と ②特別損金算入限度額

$$\textcircled{1} \left\{ 1,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,500 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = 10 \text{ 万円} \textcircled{1}$$

$$\textcircled{2} \left\{ 1,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + 1,500 \text{ 万円} \times \frac{6.25}{100} \right\} \times \frac{1}{2} = 48.75 \text{ 万円} \textcircled{2}$$

\*\*\*\*\*

※ 上記の措置を受けるため、確定申告に際して領収書が必要になりますので、相当期間大切に保存してください。

※ 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。